

**令和6年度
養親希望者手数料補助金（前期）
交付申請マニュアル**

1 事業の概要

- この事業は、県内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。ただし、静岡市、浜松市に居住する方は除きます。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関（以下「あっせん機関」という。）に対して支払った手数料について、静岡県が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内します。記載内容をご確認の上、申請手続きを行ってください。

2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいて養親希望者にあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 今期においては、本事業を本県で開始した令和2年4月1日以降に縁組成立前養育を開始し、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間にあっせん機関に手数料を支払った場合を補助対象とします。
- 令和6年10月1日以降の支払いについては、令和6年度後期（対象期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日）の補助対象となります。
- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり40万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、県内（静岡市、浜松市除く）に居住していることが必要です。

3 交付申請の手続き

【必要書類】

	必要書類	備考
1	養親希望者手数料補助金交付申請書 (様式第1号)	・提出されたものを原本とします。本人控えが必要な場合は各申請者でコピーしてください。
2	手数料支払証明書(様式第2号)	・あっせん事業者が記入する書類です。 ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
3	住民票の写し	・県内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ・申請日から3か月以内に発行されたものに限りです。 ・マイナンバーの記載は不要です。
4	あっせん機関が発行した領収書の写し	・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・コピーをご提出ください。 ・領収書原本はお手元で保管してください。
5	口座振替通知登録申出書	・補助金を口座振込により行うため、予め口座を登録するために必要な書類です。
6	口座番号が確認できる書類	・補助金を口座振込により行うため、予め口座を登録するために必要な書類です。 ・銀行通帳の写し(口座番号、口座種別、名義などが分かる部分)を提出してください。 ※養親希望者手数料補助金交付申請書(様式第1号)の申請者と同じ名義の口座にしてください。

7	本人が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を口座振込により行うため、予め口座を登録するために必要な書類です。 ・運転免許証、個人番号カード《個人番号には黒塗りをしたものを御提出ください》、パスポートの写しのいずれかを提出してください。
---	------------	---

【申請方法・送付先】

- ・ 申請は郵送に限ります。
- ・ 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。

〒420-8601

住所：静岡市葵区追手町9-6

宛先：静岡県健康福祉部こども未来局
こども家庭課こども家庭班

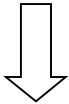
担当：吉田

電話番号：054-221-2922

【補助金支払いまでの流れ】※申請書類の提出時期によって、交付確定以降の時期は前後する可能性があります

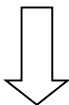
(1) 交付申請（申請者⇒こども家庭課）

令和6年10月28日（月）締切（消印有効）



(2) 交付確定（こども家庭課⇒申請者）

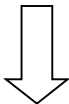
令和6年11月中旬



(3) 請求書の提出（申請者⇒こども家庭課）

令和6年11月下旬

※交付確定通知書受領後10日以内に提出をお願いします



(4) 補助金の支払い

令和6年12月下旬

【支払いに当たっての注意事項】

- ・ 補助金は口座振込でお支払いします。
- ・ 振込先口座は、**申請者名義の口座**を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）
- ・ ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- ・ 静岡県の公的取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。（インターネットバンク等）

【その他の留意点】

- ・ 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担となります。
- ・ 補助金の交付確定等は書面にてお知らせします。
- ・ 申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- ・ 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために、県担当者から連絡することがあります。
- ・ 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上で提出してください。
- ・ 受け取った補助金は、各人にとって所得税上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。